

2019年度 事業報告書
(事業期間：2019年4月1日～2020年3月31日)

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

目次：

- 第1 事業の概要
- 第2 「声をきく」活動の実施状況と成果
- 第3 「扉をひらく」活動の実施状況と成果
- 第4 「社会をかえる」活動の実施状況と成果
- 第5 その他事業
- 第6 当センターの組織体制等

第1 事業の概要

1 当センターの目的（ビジョン）

当センターは、精神医療及び社会生活における精神障害者の『人権』を擁護する活動を行うとともに、それを通じて精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会に一步でも前進させるべく貢献することを目的（ビジョン）としています。

人権とは

『人権』は、人が生まれながらに有する大切な権利、自由です。『人権』は、障害の有無にかかわらず、誰にでも同じように守られます。人が自分の生き方を選択し、自分らしく生きていくためには、『人権』が守られなければなりません。

大阪精神医療人権センターは、精神障害のある人たちの『人権』が守られるための活動を続け、安心してかけられる精神医療の実現を目指しています。

2 日本の精神医療の現状と課題解決に向けて～3つのビジョン（価値観）に基づく活動～

日本の精神医療の現状

精神障害者の人権が制限され、当たり前地域で生活し、必要なときに安心してかけられる医療が整備されていないこと

日本の精神医療の現状を生み出す3つの課題		
精神科病院に入院中の方の権利擁護システムが不十分であること	精神科病院の密室性、閉鎖性が解消されていないこと	精神障害、精神疾患に対する差別意識、偏見が解消されていないこと
3つのミッション、目的、活動内容		
① 声をきく	② 扉をひらく	③ 社会をかえる
～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～	～精神科病院を開かれたものにするために～	～安心してかかれる精神医療を実現するために～
入院中の方のための個別相談（手紙、電話及び面会）	精神科病院への訪問活動及び情報公開	精神医療及び精神保健福祉に係る啓蒙・政策提言（権利擁護システム研究会及び講演会等の開催）

第2 「声をきく」活動の実施状況と成果

当センターは、「声をきく～精神科に入院する方の立場にたった権利擁護活動を実践するために～」というビジョン（価値観）をもって、「入院中の方のための個別相談（手紙、電話及び面会）」を行っています。これにより、精神科に入院中の方のための権利擁護システムが不十分であるという現状を解消し、本来求められるべき権利擁護システムの構築を目指します。

1 個別相談の件数等

精神科に入院する方の立場に立った権利擁護活動を実践するために、当センターでは、主に精神科病院に入院中の方から、手紙、FAX、電話及び面会による個別相談を実施しています。

個別相談活動は、私たちの目的に賛同する市民の方々に、個別相談活動の養成講座を受講していただき、参加してもらっています。現在、個別相談活動の参加者には、交通費を支給するのみで、ボランティア（無償）でお願いしています。

面会活動は、相談者の希望に従い、2名1組で行っています。個別相談活動には、現在、当事者、家族、看護師、ソーシャルワーカー、ヘルパー、弁護士、会社員、建築士、教員、学生等様々な立場の方が参加しています。

個別相談の件数は年々増加しており、入院中の方の立場にたった権利擁護活動の必要性、ニーズの高さは明らかです。また、個別相談活動の参加により精神障害、精神疾患に対する意識が変わり、日本の精神医療の現状を変えていく必要があると感じるようになったという声を多数いただいています。

《相談件数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度
① 手紙	200件	60件	33件	36件	30件
② FAX	2件	1件	0件	2件	5件
③ メール	41件	14件	44件	4件	6件
④ 電話	885件	1021件	854件	830件	679件
⑤ 面会	179回 (17病院)	171回 (19病院)	102回 (15病院)	39回 (12病院)	27回 (10病院)
合計	1307件	1267件	1033件	911件	747件

* 電話相談内容の詳細は別紙1、面会件数の詳細は別紙2、面会活動の詳細は別紙3のとおりです。

《相談の傾向、分析》

手紙による相談の中では、「最近こういうことに困っている」「また面会に来てほしい」等のお返事がくることにより増えています。また、2019年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で面会が制限されることが多くなっているため、手紙によるやりとりが増えています。

面会活動は退院による終了が13名となりました。2年以上かかわってきた方の退院が2名ありました。

一方で新型コロナウイルス感染症の影響により、2月後半から3月に予定していた面会の多くが中止となりました。今も、電話や手紙のやりとりをしながら、病棟で面会を待っていてくださる方が約50名います（うち2名は新規の面会希望）。

2 大阪府内における個別相談活動の充実に向けた取組

(1) 個別相談活動（電話相談・面会・手紙）ボランティア養成講座の開催

日時：2019年12月14日13:00～16:45

場所：アットビジネスセンター大阪梅田 704号室（大阪市）

講師：個別相談活動検討チーム 彼谷哲志さん、角野太一さん、細井大輔さん

参加者：27名

目的：大阪精神医療人権センターの個別相談活動に興味、関心がある人に対して同センターの活動を知ってもらい、参加してもらう。

内容：①大阪精神医療人権センターの活動紹介

②精神障害者の人権、権利擁護活動の必要性や内容

③精神保健福祉法（強制入院、身体拘束、隔離）の基礎知識

④入院中の方へ面会に行くときの心構え

⑤大阪精神医療人権センターの個別相談活動の意義や成果

参加者の声（感想）：

- ・入院中の方の権利について伝える、思いを聞くということがとても大事だと思った。
- ・当事者の“意志の尊重”という名のもと、情報提供をしない（退院に向けた手立てを示さない）ということは虐待であり、ネグレクトによる人権侵害だと考えました。
- ・実際に面会によって変化した環境の様子が聞いて良かった。
- ・退院できない理由がさまざまであること、答えがないのではなく、どうすればできるのかを考える必要があることがわかった。

(2) 事例検討会の開催

個別相談活動の具体的事例をもとに、個別相談活動でできる、できないことを整理し、権利擁護活動としての個別相談における重要な活動内容や問題点、改善点について意見交換を行い、個別相談活動参加者のフォローアップを行いました。

<第1回>

日時 : 2019年8月28日(水) 18:45~21:00

場所 : 大阪弁護士会館(大阪市)

司会 : 西川健一さん(個別相談活動検討チーム)

参加者 : 17名

目的 : 個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容 : ある日突然、強制入院となり、単身で生活していた住居を解約され、その後の生活について不安を抱え、また、入院自体 PSW の対応に不満があり、入院環境に納得していないケースを検討した。

<第2回>

日時 : 2019年10月30日(水) 18:45~21:00

場所 : 大阪弁護士会館(大阪市)

司会 : 西川健一さん(個別相談活動検討チーム)

参加者 : 14名

目的 : 個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容 : 長期で任意入院している方で、医師からグループホームによる退院を進められているが、本人が望んでいない、又は悩んでいるケースについて検討した。

<第3回>

日時 : 2019年12月22日(日) 13:00~16:30

場所 : エルおおさか本館5階(大阪市)

司会 : 細井大輔さん(理事)

参加者 : 22名

目的 : 個別相談活動の事例を共有し、課題の解決方法を議論する。

内容 : ①本人が退院に対して不安を抱いているケース、②医師が退院に反対しているケース、③家族が反対しているケース、④病院職員による不適切な言動、虐待ケースの解決方法を検討した。

※日本財団助成事業

参加者の声（アンケートより）：

- ◆面会活動に参加している理由／活動に参加して、うれしかった。
 - ・まだまだ何の力にもなれていないと思いますが、まずは外の人が病棟に入っているだけでもいいと思っています。
 - ・地域で生活している当事者として病院の中に風を送ることができる。
 - ・またお電話します、また来てほしいと言ってもらえた。
- ◆面会活動で悩んだこと・困ったこと
 - ・一緒に行く人と共有して、いろいろ話をしていますので、大丈夫です。
 - ・本人の意向に沿うように退院に結びつかないこと。
- ◆事例検討会に参加した感想
 - ・活動に参加する中で、「もやーっ」としていたことが、おぼろげながら整理できた。
 - ・多角的な考え方、見方ができてよかった。

（３）権利擁護活動の組織的基盤の充実に向けた取組

権利擁護活動を充実させていくためには、活動に参加する方々をサポートするための組織的基盤の構築が必要不可欠です。そのため、2019年度は、以下のとおり、組織的基盤の構築のために検討会議を実施しました。

<第1回> 権利擁護活動の拡充のための組織論①

日時：2019年6月2日13:00～16:00

場所：PLP会館 4階小会議室B（大阪市）

講師：河合将生さん（NPO 組織基盤強化コンサルタント office musubime・代表）

内容：①組織的取組の必要性、②活動の維持、充実に向けた組織を構築するために必要なこと（ミッション、ビジョン、中長期計画、人材、資金）、③他事例の紹介（いい点、悪い点）、④河合さんから見た大阪精神医療人権センターの現状と課題、⑤解決方法

参加者：13名

<第2回> 他事例（伴走型支援士）から考える

日時：2019年8月5日18:30～21:00

場所：大阪弁護士会館 904室（大阪市）

講師：奥田知志さん（認定NPO 法人抱樸）

内容：①伴走型支援士の取組内容、②取組に向けた課題と解決方法、③取組の成果の測定方法、④取組のための人材、財源の獲得方法

参加者：17名

<第3回> 権利擁護活動の拡充のための組織論②

日時 : 2019年8月18日13:00~16:00

場所 : PLP会館 4階小会議室B (大阪市)

講師 : 河合将生さん (NPO 組織基盤強化コンサルタント office musubime・代表)

参加者 : 15名

参加者の声 (アンケートより):

◆大阪精神医療人権センターの強みについて

活動を応援してくださる方がたくさんいること/活動を続けてきたこととそのことにより多くの方に知ってもらっていること/大阪や近隣に協力者がいること/人とのつながり/独自性があること/事務局があること

◆大阪精神医療人権センターの弱みについて

財源の弱さ/システム化されていない/コーディネーターがメールベース/事務局とボランティアの間の中層層がない/事務局体制

◆他団体の取り組みを知ること

- ・参考になった

◆伴走型支援士について

・「支援」という言葉の使い方に気をつけないといけないと思った。入院中の方と面会に行くボランティアの間で線をひいてしまうことになりかねない。

- ・迷っておられる状態もまたよしとお付き合いしていく姿勢の大切さを再認識した。
- ・活動参加者を増やすための取り組みとして参考になった。

※日本財団助成事業

3 大阪府外の個別相談の拡充に向けた取組

(1) 2019年度 日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充」の実施

ア 事業の概要

大阪精神医療人権センターの活動を全国に広げ、精神科に入院中の方への権利擁護活動を充実させるために、2017年度から日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充」に取り組んでいます。2019年度も、検討チーム(彼谷哲志さん、角野太一さん、西川健一さん、細井大輔さん)が中心となり、以下の事業を実施しました。

イ 入院中の方向けのリーフレット作成

入院中の方から相談を受けやすい仕組みを作るために、大阪府以外でも活用できる精神科に入院中の方に向けたリーフレットを準備しました。同リーフレットは、大阪精神医療人権センターのウェブサイトから無料でダウンロードできるようになっています。

リーフレットの概要

- ① 人権の意義（ひとは、生まれながらにして、かけがえのない価値があり、自分らしく生きる権利があること）
- ② 精神科に入院中の方のための権利、自由の種類や内容（入院中の精神障害者の権利に関する宣言）
- ③ 入院中の方の困りごと、悩みの一覧
- ④ 大阪精神医療人権センターへの相談方法

ウ 研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利をまもり、今を変えていくために～」の作成

より充実した個別相談の研修を開催するとともに、大阪府以外でも、また、はじめての方でも、精神科病院に入院中の方への面会活動を気軽に始めることができるように、マンガ形式の研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利をまもり、今を変えていくために～」を作成し、販売しています（600円（税込）／冊）。

面会冊子の概要：

この冊子は、「人が生まれながらに有する大切な権利（人権）」の視点から、精神科に入院中の方へ面会に行くときに知っていてほしいことをまとめたものです。

日本の精神医療の現状や課題は、まだまだ広く知られていません。私たちは、日本の精神医療を変えていくために、たくさんのひとたちに、現状と課題を知ってもらいたいと考えています。この冊子は、イラスト等を活用し、分かりやすいように心がけました。

是非、この冊子を手にとって、実際に病棟に訪問し、入院している方の声をきく活動に参加してください。私たちやみなさんの活動がきっと閉じられた扉をひらくことにつながっていくものと信じています。

面会冊子の詳細：

■知ってほしい!!大阪精神医療人権センターの活動 ■知ってほしい!!精神科に入院中の方への面会が必要となる理由 ▽人権とは▽権利擁護活動が必要となる理由▽面会活動の意義～なぜ、私たちは面会活動を続けるのか～ ■知ってほしい!!日本の精神医療の現状 ■知ってほしい!!精神保健福祉法の枠組み ■『医療保護入院(強制入院)』を捉え直すために ■大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり ■知ってほしい!!身体拘束、隔離の現状 ■退院請求に関するQ&A ■知ってほしい!!「できない100の理由より、できる一つの方法」を考えることの大切さ ■病院職員のジレンマを解決するために ■入院中の方から話をきくこと～面会のコツ～ ■入院体験者の声／面会相談を利用した方の声／個別相談ボランティアの声

購入者の声（感想）：

この冊子はこれから「面会活動」を始めたい人にぜひお勧めです。一気に読んでしまいました。病棟訪問のような本格的なオンブズマン活動は少々ハードルが高く感じられますが、「面会活動」は、たとえば、地域の相談支援事業所等と連携しながら、全国どこでも開始できそうです。入院中の方の権利擁護は大事だけれど、何を、どう始めたらよいのかと思う時の入り口になるかもしれません。また、入院中の困りごとや、お話を聴かせていただく時のやり方が具体的、かつ、非常にわかりやすく書かれています。冊子内の質問例は役に立ちますね。精神科病院に、もし、アドボケーターを配置でき、このような寄り添い型で関わってくださったら、患者様はどんなに心強いでしょう。

さっそく知り合いの事業所にはたらきかけ、一緒に始める準備を開始しました。

松本真由美さん（PSW・日本福祉医療大学）

時間が経つのを忘れ、夢中で読ませていただきました。和歌山弁護士会には、まだ精神保健当番弁護士制度がありませんので、貴センターの取組も参考にさせていただきながら、取組みを進めていければと考えております。マンパワーが少ないことを言い訳にしてきましたが、できない理由よりも、できる理由を見つけ、いくらでも工夫できることがあることを周知していければと思います。

先日、「家族依存から社会的支援に向けて進める会」（通称：進める会）で、冊子を回覧したときのことで、「面会活動参加者の声」や「入院体験者の声」に関心が高かったように感じました。私個人の感想としては、病気としてみないといけない側面と、そのことからご本人が感じるしんどさが「入院体験者の声」を読んで初めての人にも「わかりやすく伝わる」と思った次第です。土橋弘幸さん（弁護士）

エ エラーニング配信「個別相談活動 養成講座～大阪精神医療人権センターの実践～」の作成

精神科に入院中の方への個別相談活動（手紙、電話、面会）を始めたい方や各地に人権センターを立ち上げたい方への「はじめの一步」として利用できるビギナー向けのプログラムとして、「個別相談活動 ボランティア養成講座」の動画プログラムが完成しました（1本700円／30日間のストリーミング期間）。

- ① 「大阪精神医療人権センターの実践～安心してかけられる精神医療を目指して～」
講師：細井大輔さん（理事）
- ② 「退院できない理由」が誰の理由か考える
講師：角野太一さん（個別相談活動検討チーム）
- ③ 入院している人から話を聞くこと

講師：彼谷哲志さん（個別相談活動検討チーム）

才 兵庫、神奈川及び埼玉での公開講座の開催

兵庫県精神医療人権センターとの共催 in 兵庫

日時：2019年6月29日10:00～16:30

場所：兵庫勤労市民センター 第三会議室（神戸市）

講師：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）、藤原理枝さん（運営会員）

参加者：37名

YPS 横浜ピアスタッフ協会との共催 in 神奈川

日時：2020年2月21日13:00～17:00

場所：ウィリング横浜 125・126研修室（横浜市）

講師：彼谷哲志さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）

参加者：57名

埼玉県精神医療人権センターとの共催 in 埼玉

日時：2020年2月23日13:00～17:00

場所：埼玉会館 3C会議室（さいたま市）

講師：角野太一さん（個別相談活動検討チーム）、細井大輔さん（理事）

参加者：63名

公開講座の内容：

- ① 「声をきく」「扉をひらく」「社会をかえる」という価値観と大阪精神医療人権センターによる実践内容
- ② 「人権」（個人の尊厳）の大切さ、権利擁護活動が求められる理由、権利擁護活動の成果
- ③ 「人権」の視点から考える精神保健福祉法（強制入院、身体拘束・隔離を含む行動制限、閉鎖病棟を中心に）
- ④ 入院している方から話を聞くとときの心構え、ポイント
- ⑤ 「退院できない理由」が誰の理由（不安）か考え、その理由（不安）を解消していくためにできること

公開講座の総括：

2019年度 日本財団助成事業では、大阪府以外で権利擁護活動の拡充を目指している団体（兵庫・神奈川・埼玉）と連携、協力して、公開講座を開催しました。

これまで、「大阪以外では、できない」と言われることもありましたが、大阪府以外の団体と交流を深める中で、同じ思いを持つたくさんの人たちが各地にいることがわかり、全国で権利擁護活動を拡充させていく必要があることを再確認することができました。

また、各地では、新しい波（動き）が生まれており、日本の精神科医療だけではなく、社会全体が変わっていくための力を感じるとともに、大阪精神医療人権センターとしても、各地の声に勇気づけられ、他団体に負けないように、更なる成長の必要性を確認できました。

*公開講座の詳細は、各地の取組・抱負・感想とともに、2020年4月号・人権センターニュースで報告しています。

カ 大阪精神医療人権センター設立34周年 記念シンポジウム「海外の制度から日本の精神医療を考える～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」

日時 : 2019年11月16日13:00～16:35

場所 : エルおおさか 南館5階南ホール（大阪市）

参加者 : 187名

目的 : 海外（イギリス、フランス、カリフォルニア）の制度や状況を知ることにより、日本の精神医療の課題解決に役立たせること

内容 :

第1部 大阪精神医療人権センターの取り組みと「精神科アドボケイト（権利擁護者）の活動指針案・事業モデル案」

原昌平さん（精神保健福祉士／大阪府立大学・立命館大学客員研究員）

第2部 海外の法制度を知る

◆イギリスにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み

浜島恭子さん（特定非営利活動法人 DPI 日本会議事務局員／明治学院大学非常勤講師）

イギリスでの例をあげ、それらは日本においても必要なものか、日本でどうするのか？という議論に結びつけられるような情報提供を心がけたいと思っています。

◆フランスにおける強制入院制度～日本の強制入院制度と比較して～

石崎学さん（龍谷大学法学部教授）

フランスにおける精神障害者の強制入院の要件は日本よりも厳格だ。また裁判官による事後の審査制度もある。フランスの制度と比しても日本の強制入院制度はあまりにルーズである。

◆カリフォルニアにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み

竹端寛さん（兵庫県立大学環境人間学部准教授／権利擁護システム研究会コーディネーター）

第3部 会場の参加者の皆さんで意見交換

第4部 パネルディスカッション・質疑応答

コーディネーター竹端寛さん・細井大輔さん（当センター理事）

後援：DP | 日本会議、日本障害者協議会、全国精神保健福祉会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、地域精神保健福祉機構、日本精神神経科診療所協会、日本精神保健福祉士協会、大阪精神障害者連絡会、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、九州弁護士会連合会、東京精神医療人権センター、埼玉県精神医療人権センター、兵庫県精神医療人権センター

*本シンポジウムの詳細は、人権センターニュース2019年12月号で報告しています
※日本財団助成事業

（2）2019年度 厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表明支援に関する研究」への関与

現在、国立精神・神経医療研究センターの研究班が新しいモデル作りを進めていますが、同研究には、大阪精神医療人権センターの理事（個人）も参加しています。

今後、大阪府以外の地域において、モデル事業が実施されることが予想されますが、本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて、引き続き関与していくこととなります。

*上記事業に関し、2020年4月9日付け毎日新聞の朝刊「患者の権利擁護へ支援模索」において、大阪精神医療人権センターの活動とともに紹介されました。

（3）他府県、他団体等による視察への対応

ア 2019年9月5日、神奈川県から越智祥太氏（精神科医）、佐々木信夫氏（弁護士）による当センターへの視察が行われ、大阪精神医療人権センターの会議室において、意見交換会を実施しました。

イ 2019年9月30日、神奈川県からYPS 横浜ピアスタッフ協会の有志メンバーが大阪を訪れ、大阪大学・中之島センターにおいて、大阪精神医療人権センター及び権利擁護活動に関し、意見交換会を実施しました。

4 2019年度の「声をきく」活動の成果

(1) 面会件数が2016年度は39回で、2018年度は171回で増えており、2019年度は年200回のペースで、新型コロナウイルスの影響により、2月・3月の面会件数が減少したため、2019年度は179回でしたが、それでも2018年度の面会件数を超えました。相談内容は53名のうち、39名(73.5%)が退院したいという相談でした。面会件数や相談内容からすれば、権利擁護活動としての面会活動の必要性、ニーズを実証でき、精神科病院に入院中の方のための権利擁護システムの構築が急務であることを確認できました。

(2) 養成講座等の開催により、新規の電話相談担当者が1名、面会活動参加者が10名増え、より充実した個別相談活動の体制を構築することができました。また、個別相談活動の質の向上のために事例検討会を開催し、個別相談活動によって、以下の声を頂くことができました。また、大阪精神医療人権センターの面会活動を契機として、病院職員による不正行為(入院中の方の預金着服)が発覚し、被害弁償に至ったケースもあり、外部から病棟内に入っていく活動の重要性を再確認できました。

退院支援が具体的に始まった	7名
退院した	14名
処遇改善・希望の実現	12名

(実人数54名 ※回答は重複あり)

(3) 大阪、兵庫、神奈川、埼玉における公開講座を実施し、合計184名(大阪27名、兵庫37名、神奈川57名、埼玉63名)が参加し、個別相談検討チームに加えて、兵庫、神奈川、埼玉から各3名が参加するメーリングリスト(ML)を立ち上げ、情報共有を継続しており、新たなネットワークを構築することができました。

2020年度以降も、連携・協力して、2020年度・日本財団助成事業「精神科に入院中の方への権利擁護の普及のためのコンサルテーション」事業の参加協力を依頼し、権利擁護活動の全国的な普及に向けた一歩を進むことができました。

公開講座参加者の声(感想):

◆大阪

- 管理される、制限される入院生活の実際を聞き、このような環境下に置かれていることをよく理解し、お話をおききすることの重要性を感じる事ができた。
- 市民として活動に参加し、当事者の方と向き合い、自分の人権感覚を見つめなおしていきたい。

◆兵庫

- 実際に病院で働きながらおかしいと思っていたことを伝えて下さったので、臨場感を

もって想像することができた。

- 慣れてしまうことのこわさ、面会時のポイント、いろいろな視点をいただいた。ロールプレイは座学ではわからない難しさが体験できた。聴き方等いろいろ工夫がいることを実感した。
- 「人権」とは何か、基本的なことを再確認できてよかった。この活動を続けている人の思いもよく伝わりました。本当によい1日でした。
- 入院生活についての解説は、私自身が入院した時に体験を話してくれているような気がしました。来てよかった、その一言につきます。

◆神奈川

- 精神科病院のあり方が何だか変だ、これで良いのだろうかと1人で考えている時は孤独でした。大阪精神医療人権センターの存在を知り、そして横浜でもチームができて、自分自身も救われました。今後ともよろしくお願ひいたします。
- 知らないことをたくさん知ることができた。この状況に問題意識を持っている人、実際に活動している人がほかにもいることをうれしく思った。
- 横浜にもやはり精神医療人権センターが必要だと思った。

◆埼玉

- 「退院できない理由」について、制度がこれだから仕方がないと思っていた部分がありましたが、病院内で働く私には、医師など医療者に伝えることができることがまだまだたくさんあることに気付きました。
- 権利擁護活動は精神医療と対立するものではなく、精神医療の質を良くしていくための活動であること、それは医療者にとっても必要性の高いものだと分かりました。
- どうぞこの活動がもっともっと多くの地域に広まりますように!!

個別相談活動を継続、充実させるために：

電話・面会相談では相談者の方からお金を頂いていません。そのため、個別相談活動を継続するために、交通費（1回2,000円～4,000円/2名分）や個別相談活動をアレンジするための事務局スタッフの人件費（年間500万円）が必要となります。

また、個別相談の依頼が増え続けていますが、その一方で、常勤職員の数は変わっておらず（現在、常勤職員1名）、早急に事務局体制を充実させる必要があります。

当センターの主な財政的基盤は、支援者の皆様による会費と寄付です。個別相談活動の継続、充実のために、今後とも、ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

第3 「扉をひらく」活動の実施状況と成果

当センターは、「扉をひらく～精神科病院を開かれたものにするために～」というビジョンをもって、「精神科病院への訪問活動及び情報公開」を行い、精神科病院の密室性、閉鎖性の解消を目指します。

1 精神科病院への訪問活動の実施状況

- (1) 当センターでは、精神科病院に入院中の方の人権を擁護し、より良好な療養環境の改善に向けて、精神科病院の病棟等に訪問・視察を行い、入院中の方々から聞き取りを行う等、精神科病院への訪問活動に参加しています（2003年から精神医療オンブズマン制度、2009年から療養環境サポーター制度）。
- (2) 療養環境サポーター制度では、当センターは、訪問先病院の選定、サポーターの日程調整、報告書作成への関与等、重要な役割を担っています。また、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会にも当センターから2名の委員が参加し、行政や病院関係者等と協議し、その結果を当センターのウェブサイトにて情報公開しています。

《訪問回数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
訪問回数	11回	12回	12回	12回

《2019年度の訪問日・訪問先》

訪問年月日	医療機関名	サポーター参加人数
2019年 4月 15日	阪和いずみ病院	6
5月 31日	茨木病院	4
6月 24日	和泉丘病院	7
7月 29日	光愛病院	4
8月 5日	箕面神経サナトリウム	6
9月 11日	坂根病院	5
10月 11日	大阪市立総合医療センター	2
11月 11日	京阪病院	4
12月 9日	阪本病院	5
2020年 1月 27日	渡辺病院	6
2月 19日	ためなが温泉病院	5

*大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の開催状況は別紙5のとおりです。

2 医療観察法病棟への訪問活動

この活動では、法律専門職である弁護士と当センターの職員が連携、協力して、入院者と面会し、当センターが長年蓄積してきたノウハウや情報を提供し、相談を受けるとともに、法的観点からの助言を行っています。

《活動の回数・相談者数》

	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
回数	5回	5回	6回	6回
相談者数 (新規)	8名 (新規1名)	11名 (新規1名)	13名 (新規2名)	10名 (新規1名)

協力弁護士：

愛須勝也さん、位田浩さん、大槻和夫さん、守田恵さん、細井大輔さん

3 精神科病院への訪問活動の拡充に向けた取組み

精神科病院への訪問活動の拡充に向けて、以下の取組みを実施しました。

- ① 大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会の傍聴（定員5名）をフェイスブックや人権センターニュースにより呼びかけ、多くの方々に、この活動に関心を持ってもらえるように取り組みました。2019年度は、20名の方々が協議会を傍聴しました。

② 療養環境サポーター訪問活動についての意見交換会

＜第1回＞ テーマ：身体拘束

日時：2019年7月31日（水）18：45～20：30

場所：大阪弁護士会館 902室（大阪市）

司会：関口美穂さん（運営会員）

参加者：15名

＜第2回＞ テーマ：金銭管理

日時：2020年1月22日（水）18：45～20：30

場所：大阪弁護士会館 902室（大阪市）

司会：細井大輔さん（理事）

参加者：14名

4 630調査の情報公開請求の状況

2018年度の630調査に関し、大阪府・大阪市・堺市から、非開示とする旨の決定

が通知されましたが、2019年度の630調査に関し、情報公開請求したところ、開示されました。

5 情報公開活動

① 人権センターニュースの発行（2か月に1回）

2019年度の人権センターニュースの記事一覧は別紙6のとおりです。「人権」の視点から、日本の精神医療の現状や課題、当センターの活動状況を積極的に情報発信しています。人権センターニュースは会員の方に発送するとともに、500円/冊（紙媒体）で販売しています。

② ウェブサイトによる情報発信

療養環境サポーター活動報告の結果について、当センターの公式ウェブサイトにより随時更新しています。

③ 扉よひらけ⑦大阪精神科病院事情ありのまま2015

2019年度も、「扉よひらけ⑦大阪精神科病院事情ありのまま2015」（販売価格2,000円・税込）を30冊購入していただき、残数10冊程度（2020年3月末時点）となりました。

④ フェイスブックによる情報発信

2019年度に関心の高かったフェイスブックの投稿は、以下のとおりです（リーチ数を基準にトップ5を紹介しています。）。)

1位 2019年5月19日 合計リーチ数 3538

記念講演会「精神科病院における身体拘束を考える」質疑応答より「身体拘束というのは、縛って、立ち去って行くということです。恐怖のどん底、いつ外されるかわからなくて、誰かに横にいてほしい時に縛って立ち去っていくわけです。精神科特例なんてみんな忘れちゃっているけれど、全くの差別でおかしいのです。」（長谷川さん）

2位 2020年1月5日 合計リーチ数 2477

【権利擁護システム研究会】2019年12月22日は、日本社会事業大学大学院の古屋龍太さんをお迎えして、「長期入院の問題を解決するための方策」をテーマに講義とディスカッションを行いました。入院が長くなるほど、家に帰ることが困難になり、転院と死亡退院が急速に増えるデータ示し、国立精神神経センター病院「社会復帰病棟」の退院促進の取り組みについて詳細に解説していただきました。動画 研究会当日の様子 古屋龍太さん・竹端寛さん

3位 2019年10月26日 合計リーチ数 2392

海外の制度から日本の精神医療を考えるは、ただ今事前申し込み受付中です。シンポジウムでは「カリフォルニアにおけるアドボケイト、権利擁護の仕組み」をテーマに竹端 寛 (Takebata Hiroshi)さん(兵庫県立大学環境人間学部准教授・権利擁護システム研究会コーディネーター)、憲法学の視点よりフランスの精神科医療のシステムを石崎学さん(龍谷大学法学部教授)、イギリスにおける権利擁護と強制医療の仕組みを浜島恭子さん(DPI 日本会議)をお迎えします。動画「カリフォルニアにおける権利擁護」竹端寛さん

4位 2020年3月12日 合計リーチ数 2322

各団体より精神科病院における虐待事件への声明が出ています。大阪精神医療人権センターでは、3月16日の17:00より、事件について 有我 譲慶 (Joukei Ariga)理事が動画配信をする予定です。

5位 2019年5月26日 合計リーチ数 1630

ご自身が実際に身体拘束を受けた体験のある島田さん。精神科病院における身体拘束を考えるのフロア発言でショッキングな体験談を語っていただきました。「ぼくは、抑制帯をされている間に、股擦れや虫歯になったことを、『ワタシ、知らん!』と看護師に言われました。精神保健指定医ではない医師に治療されたり、看護師ではない患者さんに抑制帯をされ、つらい思いをしました。そして、20年前の話ですが、抑制帯に縛られている時に数人の患者さんにいたずらをされたつらい思いがあります。そのことは絶対に忘れません。今後、絶対にこういう抑制帯を許してはいけないことを皆さまにわかっていたいただきたくて発言をしました。」

*是非、当センターのフェイスブック又は記事の「いいね」、「シェア」をしていただきますよう、どうぞよろしくお願ひします。

⑤ 大阪精神医療人権センターYouTube チャンネルの開設

大阪精神医療人権センターの YouTube チャンネルを開設し、「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件」(理事 有我譲慶さん)、精神医療審査会の課題(理事 細井大輔さん)等のコンテンツを準備し、「扉をひらくため」に情報発信を強化しました。

『大阪精神医療人権センターYoutube チャンネル』で検索!!

<https://www.youtube.com/channel/UCN49CH-efsBtAUtXQs332CA>

⑥ 大阪精神医療人権センターnote アカウントの開設

大阪精神医療人権センターnote アカウントを開設し、「『退院できない理由』は誰の理由だろう」、「精神科病院からの SOS が届かない問題」、「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件について」、「精神科に入院中の方の声をきくこと」「イタリア180号法

が捨てた特権」「私たちが精神科に入院中の方へ会いに行く理由」という記事を公開し、「扉をひらくため」に情報発信を強化しました。

『大阪精神医療人権センターnote』で検索！！

<https://note.com/omh>

6 2019年度の「扉をひらく」活動の成果

- (1) 精神科病院への訪問活動により、入院中の方の人権を保障し、療養環境の改善に貢献することができました。実際に改善された内容は別紙4のとおりです。
- (2) 2019年度は、新たに人権センターニュースを購読する会員が72名増加しました。また、フェイスブックの新規「いいね！」も251件増加しました。
- (3) 日本の精神科医療の現状をより多くの方々に知ってもらい、精神科病院の「扉をひらくため」に、Youtube チャンネルや note アカウントを開設し、情報発信を強化することにより、日本の精神医療の現状や課題を広く届けることができました。

『大阪精神医療人権センターYoutube チャンネル』

「神出病院における患者への集団虐待・暴行事件」(理事 有我讓慶さん)
再生回数：841回(2020年4月22日時点)

精神医療審査会の課題(理事 細井大輔さん)
再生回数：292回(2020年4月22日時点)

第4 「社会をかえる」活動の実施状況と成果

当センターでは、「社会をかえる～安心してかかれる精神医療を実現するために～」というミッションをもって、①精神障害や精神疾患に対する差別、偏見の解消に向けて、当センターの活動に、より多くの一般市民の方に参加してもらうための体制を構築するとともに、②「精神医療及び精神保健福祉に係る政策提言」を行い、精神障害や精神疾患に対する差別と偏見の解消を目指します。

1 権利擁護システム研究会

大阪精神医療人権センターでは、「社会をかえる」という価値観に従い、政策提言活動や精神疾患、精神障害に対する差別、偏見をなくすための啓蒙活動を行い、安心してかかれる精神医療の実現を目指しています。

権利擁護システム研究会では、それぞれの立場を超えて議論し、研究会の開催のみならず、意見書・要望書の作成、人権センターニュースの発行や講演会の企画、院内集会の開催等取り組んでいます。

2019年度は、日本の精神医療の中でも、重大な問題である「長期入院」をテーマとしました。本研究会では、「長期入院をなくす」ために、長期入院の現状・課題・原因を理解したうえで、その解決策を検討しました。

(キーワード：長期入院、任意入院、重度かつ慢性、社会的入院、エンパワーメント)

<第1回> 日本の精神医療の長期入院の現状・課題・原因について

日時：2019年7月6日(土) 13:00～16:30

場所：大阪弁護士会館 1110室(大阪市)

報告者：角野太一さん・辻井誠人さん(桃山学院大学)

コーディネーター：竹端寛(兵庫県立大学・運営会員)

参加者：31名

<第2回> 長期入院の問題を解決するために①

日時：2019年10月26日(土) 13:00～16:30

場所：新大阪丸ビル別館 3-1号室(大阪市)

講師：青山浩平さん(NHK「長すぎた入院」ディレクター)

コーディネーター：竹端寛さん(兵庫県立大学・運営会員)

参加者：34名

<第3回> 長期入院の問題を解決するために②(医療・福祉/地域・病院の視点から)

日時：2019年12月22日(日) 13:00～16:30

場所：エルおおさか 本館5階研修室1(大阪市)

講師：古屋龍太さん(日本社会事業大学)

コーディネーター：竹端寛さん（兵庫県立大学・運営会員）

参加者：26名

<第4回> 長期入院と日本における治療文化

日時：2020年1月25日（土）13:00～16:30

場所：アットビジネスセンターPREMUM 新大阪 901号室（大阪市）

講師：横田泉さん（オリブ山病院）、長期入院を経験した方

コーディネーター：原昌平さん（ジャーナリスト・精神保健福祉士）

参加者：27名

参加者の声（感想）:

・辻井さんからは長期入院者の地域移行に向けた変遷と大阪府内の地域移行者の調査報告が示され、角野さんからは西宮市の地域移行の実施状況と課題を詳細にお教えいただきました。印象に残っているのは社会的入院は人権侵害という視点と、入院が長期化すると地域移行が困難になる点です。

・長期入院や社会的入院を「難しい問題としてとらえない」と意見に同意です。こういう大きく複雑な話ではつい「難しいですね」と思考停止に陥る畏があるような気がしますが、考え続けていきたいと思いました。

・当事者の方に偏見をもっているのは、特別な人だと捉えているのは、支援者かもしれないと思いました。もし自分が青山ディレクターさんの立場だったら、今回のような映像、編集、コメントができたでしょうか、「その人に興味があるから」と純粋に言えたでしょうかと考えました。「支援者」と言われる人たちが、当事者の方の権利を守るためにと取っている行動が、返って「事実」を歪曲して、偏見を助長しているのかもしれないとも感じました。が、これという答えはみつきりません。でも、考え続けることに意味があるのではないかと感じました。

・管理・効率を求め、パワーで勝負する現在の精神医療が、むしろ患者側の抵抗、暴力、無力化を生んでいるという弁証法的なとらえ方は、たいへん参考になった。三十数年に及ぶ長期入院からのサバイバーの方にも会えてよかった。とても長期入院が必要だったとは思えないし、退院要求を持ち続けたのもすごい。そもそも精神科における入院の必要性とは何かを問い、具体的に掘り下げる必要がある。

・「おかしいことをおかしいという」これが大原則だと思います。退院したいと意思表示できる力のある方々を入院させ続けるのはおかしいことです。大阪精神医療人権センターはこれからも入院中の方々の声を社会の隅々に伝え、精神科病院関係者の理解を拡大し、地域で精神疾患経験者を支える方々のための情報発信を継続してほしいと思います。

・参加して長期入院問題に関し学ばせていただいたことはもちろんですが、それに加え、多くの方々と知り合えたことが一番の財産です。何かの活動に熱心に取り組んでいる方々が多く、そのお話を聞かせていただき、非常に刺激を受けました。

<番外編> 患者の権利法を考える

日時 : 2020年1月10日(金) 17:45~19:45

場所 : 大阪弁護士会館 1110室(大阪市)

講師 : 小林洋二さん(九州合同法律事務所弁護士、患者の権利法をつくる会事務局長)

コーディネーター: 原昌平さん(ジャーナリスト・精神保健福祉士)、細井大輔さん(理事)

参加者: 28名

*詳細は、大阪精神医療人権センターnoteで公開しています。

<https://note.com/omh/n/nfef4c07c43d1>

※日本財団助成事業

2 対外的な取組み～情報発信の強化～

(1) 総会・記念パネルディスカッション「精神科病院における身体拘束を考える」開催

日時 : 2019年5月18日 13:00~16:30

場所 : エルおおさか 南館5階 南ホール 大阪市中央区

講師 : 長谷川利夫さん(杏林大学教授・精神科医療の身体拘束を考える会代表)

コーディネーター 竹端寛(兵庫県立大学准教授)

参加者: 200名

参加者の声(アンケートより):

◆身体拘束をされた、現場に立ち会った経験がある・・・27名

◆身体拘束をされた立場

本人4名、家族4名、知人2名

- ・笑いながら食事介助をされたことが忘れられません。
- ・身内が一般科で拘束された場面に立ち会い、つらかった。

◆身体拘束をした立場

医師2名、看護職員8名、介護職員1名、PSW3名、実習生1名、その他2名

・度々疑問を感じながら対応していた。拘束を続けていく中で日々弱っていくご本人を目にしながら自分のやっていることは間違っていると思った。極力自らは関わらないようにある意味逃げていました。どうしても際には必ずコミュニケーションをとったり、介護にあたる際にも、他の患者さん以上に声掛けを行うように心がけていた。

・看護師に手伝ってくれと言われ協力した。とても悔やんだだけでなく自暴自棄になった。職員が暴力行為をする背景にもこんな思いがあるのでは。

◆身体拘束について

- ・一番苦しい時に、さらに拘束により苦しむのは本当の医療、治療とは思わない。
- ・普段の本人をずっと見ていない中では、言える立場ではないかも知れませんが、必要

以上の拘束が少なからずあるのではないかと感じる。

・入院者も医療者も双方が傷がつかないような医療の実現のため、これからも悩み続けていきたい。

◆権利擁護活動により身体拘束を減らすことが出来ると思いましたが？

・外部からの視点で見れば、変化が投げられると考えます。その意味でも充分減らすことができると感じる。

・精神科病院が外部から見えないようになっていることが問題。外部の人がきちんと見るべき。

・働く立場の権利も擁護してくれるなら可能かも。講演の中にもありましたが、資本の原理に飲み込まれた医療に希望が見出せない。

※日本財団助成事業

(2) 講演会「欧米の精神科医療における権利擁護システム～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」配信

無料配信期間：2020年3月28日から2020年4月10日まで

講師：佐竹直子さん（国立精神・神経医療研究センター病院 精神科医）

開催方法：インターネット動画配信（無料）

講座内容：

- ① 権利擁護機関に求められる性質
- ② 海外の権利擁護団体の紹介
- ③ 海外の権利擁護団体の具体的な活動内容、工夫、成果
- ④ 日本との比較、日本でもできること

※日本財団助成事業

(3) 医療観察法を廃止しよう全国集会！の共同呼びかけ

- ① 2019・7・28 医療観察法を廃止しよう全国集会（東京）

日時：2019年7月28日（日）13:30～16:30

場所：中野区産業振興センター 地下（東京都）

テーマ：「医療観察法の実態」

講師：加藤房子さん 心神喪失者等医療観察法参与員候補 全国精神障害者地域生活支援協議会（あみ）理事、精神保健福祉士

当センターから参加：西川健一さん（個別相談活動検討チーム）・有我譲慶さん、

- ② 2019・11・17 医療観察法を廃止しよう全国集会（東京）

日時：2019年11月17日（日）13:30～16:30

場所：としま区民センター7階（東京都）

テーマ：「医療観察法の現在～大学病院による刑務所敷地内指定入院医療機関新設の危うさ」

講師：伊藤哲寛さん（元北海道立精神保健福祉センター所長）

当センターから参加：岩谷栄美さん（個別相談ボランティア）・有我譲慶さん

共同呼びかけ

心神喪失者等医療観察法をなくす会

国立武蔵病院(精神)強制・隔離入院施設問題を考える会

認定NPO法人大阪精神医療人権センター

心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

3 講師派遣

- ① 2019年5月17-18日 映画「夜明け前」上映と障がい福祉のいま、未来を語る集い吹田実行委員会「100年たっても夜明け前」有我譲慶さん（理事）
- ② 2019年9月6日 大阪市こころの健康センター ピアヘルパー養成講座
山本深雪さん（副代表理事）
- ③ 2019年11月29日 京都府精神保健福祉センター「こころの健康づくり大会」
上坂紗絵子さん（事務局長）
- ④ 2020年2月5日 京都弁護士会 精神保健に関する研修
たにぐちまゆさん・藤原理枝さん（運営会員）

4 寄稿

- ① 雑誌「賃金と社会保障」2019年8月合併号 旬報社
フランス・東リールに学ぶ地域（市民）精神医療特集 東奈央さん（運営会員）、大久保圭策さん・有我譲慶さん（理事）

5 2019年度の政策提言活動の成果

(1) 大阪精神医療人権センターの運営会員及び権利擁護システム研究会の参加者が以下の企画に登壇し、また、雑誌でも権利擁護システム研究会が取り扱ったテーマが特集され、精神障害のある人の人権という視点から社会に向けた情報発信を強化しました。

- ① 第115回 日本精神神経学会学術総会（2019年6月21日、22日・場所 朱鷺メッセ）・委員会シンポジウム13 精神科医療における権利擁護制度—とりわけアドボケーター・代弁者を巡って— 竹端寛さん（権利擁護システム研究会コーディネーター・運営会員）
- ② 同学術総会・委員会シンポジウム18 精神科医療における身体拘束の現状と課題 東奈央さん（運営会員）
- ③ 2019年度 近弁連高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会「夏期研修会」（精神科に入院している方のための権利擁護の拡充に向けて～各地の実践から考える～） 竹端寛さん（権利擁護システム研究会コーディネーター）、関口美穂さん・た

にぐちまゆさん（運営会員）、上坂紗絵子さん（事務局）、細井大輔さん（理事）

- ④ 雑誌「精神医療」97号（批評社） 特集＝医療保護入院◆制度の廃止に向けて 竹端寛さん・西川健一さん（権利擁護システム研究会）
- ⑤ 雑誌「病院・地域精神医学会誌」第62巻第2号第61回総会特集「矛盾だらけの医療保護入院をどうする？」（大阪精神医療人権センター協力企画）有我讓慶さん（理事）・桐原尚之さん・原昌平さん・西川健一さん（権利擁護システム研究会）
- ⑥ 雑誌「精神医療」96号（批評社） 特集＝医療観察法～改めてその中身を問う 医療観察法と人権をめぐる現場から 有我讓慶さん（理事）

（2）講演会「欧米の精神科医療における権利擁護システム～本来求められるべき権利擁護システムの構築に向けて～」の動画配信（YouTube）を行いました。19団体の後援協力を得て、他団体等の連携によって情報発信を強化できたことから約800回の再生回数がありました。

後援：DP | 日本会議、日本障害者協議会、全国精神保健福祉会連合会、全国精神障害者地域生活支援協議会、地域精神保健福祉機構、日本精神神経科診療所協会、日本精神保健福祉士協会、大阪精神障害者連絡会、大阪府精神障害者家族会連合会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪精神保健福祉士協会、大阪弁護士会、近畿弁護士会連合会、九州弁護士会連合会、東京精神医療人権センター、埼玉県精神医療人権センター、兵庫県精神医療人権センター、神奈川県精神医療人権センター

（3）当事者、家族、医療・福祉従事者、教員、弁護士等立場にかかわらず、また、世代を超えて、大阪精神医療人権センターのビジョン、ミッションに賛同した活動参加者が年々増加しています。2019年度は130名（活動参加者メーリングリスト・ベース）が参加することになり、社会に向けた認知度が高まっており、2020年4月9日付け毎日新聞の朝刊「患者の権利擁護へ支援模索」において、大阪精神医療人権センターの活動が紹介されました。

第5 その他の事業

実施していない。

第6 当センターの組織体制等（2020年3月末時点）

1 役員

代表 位田 浩（弁護士）
代表 大槻 和夫（弁護士）
副代表 山本 深雪（当事者）
理事 有我 譲慶（看護師）
理事 大久保 圭策（精神科医）
理事 郭 春生（家族・看護師）
理事 里見 和夫（弁護士）
理事 細井 大輔（弁護士）
監事 竹下 政行（弁護士）

2 事務局長

上坂 紗絵子（精神保健福祉士）

3 会員数（2019年度の会費支払人数を基準）

- (1) 特別協力会員 100名
(A会員78名、B会員8名、C会員14名)
- (2) 賛助会員 369名
(当事者会員75名、個人会員259名、団体会員35名)
- (3) 運営会員 24名

4 活動参加者数

- (1) 実人数 114名（活動参加者全体メーリングリスト参加者数）
- (2) 活動ごとの参加者数（※重複あり）

個別相談活動	60名
訪問活動	40名
権利擁護システム研究会	40名
広報・発送・講演会準備や運営	32名

5 社員総会の開催状況

社員総会の開催状況は、別紙7のとおりです。

6 理事会の開催状況

理事会の開催状況は、別紙8のとおりです。

7 2019年度の受賞

特になし

8 2019年度に決定した助成事業の内容

(1) パナソニックNPO/NGOサポートファンド for SDGs助成決定

2019年度「パナソニックNPO/NGOサポートファンド for SDGs」の助成が決定し、2019年1月23日にパナソニックセンター東京で開催された贈呈式・関連フォーラムに出席しました。同サポートファンドは、貧困の解消を目指し、NPO/NGOが持続発展的に社会変革に取り組めるよう助成を行うもので、20年間継続実施されています。2019年度、海外助成部門12団体、国内助成部門は当センターを含めた12団体の計24団体が助成を受けました。

当センターは、長年にわたる当事者を含むボランティアによる精神科病院入院者の人権擁護の各種取組みが評価されるとともに、今後の事業継続を担保するため、組織診断の取組みを行い運営体制・基盤強化の戦略作りに向けてのことに対して助成が付与されました。センターを代表し、細井理事が壇上に上がり、パナソニック担当役員より助成通知書を受けました。

(2) 損保ジャパンNPO基盤強化助成決定

本助成では、近年制作を強化している動画を中心にメディアを効果的に利用した広報活動を行います。まだ人権センターに出会っていないボランティアの皆様と寄付者の皆様に情報を届けることで、いっそうのファンドレイジングに繋がりたいと思います。

また活動の「見える化」をコンセプトに動画に連動したパンフレットを制作し、活動の中核となるメンバーへ積極的にアピールを行います。前回、損保ジャパンの助成を受けた2015年に30名ほどだった活動参加者は現在130名に増加しました。ご寄付の額と活動参加者の増加は強く関係しています。

私たちが支えて下さる皆様にこころより感謝申し上げます。この度の助成でさらなる活動参加者に出会えますように尽力いたします。来年度もご声援とご協力をお願いします。

*当センターの成果物及び広報活動は、コーポラティブまいど（代表：渡辺みちよ）にご協力いただいています。

以上